

療養病床（5 階病棟）に入院したときの食費・居住費・保険外費用について

2026 年 6 月 1 日現在

5 階療養病棟に入院する 65 歳以上の方は、入院診療費に加え、生活療養費をいただいております。生活療養費とは【食費】と【居住費（光熱水費）】の 2 点です。

○難病等の患者さまの負担は軽減されます

医療的な処置やケアの必要性の高い患者さま
（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）の生活療養標準負担額については、軽減されます。

【住民税課税世帯】

	生活療養標準負担額	
現役並み所得者および一般の方	1 日につき居住費 430 円	1 食につき 550 円
難病等の方	1 日につき居住費 0 円	1 食につき 330 円

【住民税非課税世帯】

	生活療養標準負担額	
低所得者Ⅱ	1 日につき居住費 430 円	1 食につき 270 円
低所得者Ⅱ（難病等の方）	1 日につき居住費 0 円	1 食につき 270 円
低所得者Ⅰ	1 日につき居住費 430 円	1 食につき 160 円
低所得者Ⅰ（難病等の方）	1 日につき居住費 0 円	1 食につき 130 円

【入院時生活療養標準負担額の減額認定について】

低所得世帯の人は、「限度額・標準負担額減額認定証」を提示することにより
生活療養標準負担額が減額されます。

ご不明な点は職員へお問合せください。2026 年 6 月 前橋協立病院 院長